

企業局職員の懲戒処分等に関する公表基準

企業局長が地方公務員法（昭和25年法律第261号）に基づく懲戒処分等を行った場合は、以下の基準により公表するものとする。

1 目的

職員を処分した場合には、原則として次のとおり公表することにより、市政の透明性の確保を図るとともに、職員の公務員としての自覚を促し、服従規律の確保に資することを目的とする。

2 公表対象処分

地方公務員法第29条に基づく懲戒処分（戒告、減給、停職、免職）とする。

なお、同一事案において、懲戒処分を受ける職員以外の職員が指導措置（訓告等）を受ける場合については、当該指導措置についても公表する。

3 公表内容

(1) 公表する内容は、原則として個人が特定されない範囲で、次のとおりとする。

- ア 被処分者の所属部名
- イ 被処分者の管理職・一般職の別
- ウ 被処分者の年代
- エ 事案の概要
- オ 処分内容
- カ 処分年月日

(2) 事案の社会的影響、懲戒処分を受ける職員の職責等を勘案して、職名、氏名および年齢を公表する場合がある。

4 公表の時期および方法

- (1) 懲戒処分等を行った後、速やかに公表する。
- (2) 公表は、報道機関への発表または資料提供により行うものとする。

5 公表の例外

事件の性質上、被害者等が公表しないことを希望している場合等、被害者等のプライバシーその他の権利利益を保護するため、やむを得ない場合は、処分の公表を行わないことができる。

6 その他

この基準が適用されない事案において、社会的影響の大きいものについては、この基準に準じて公表できるものとする。

附 則

- 1 この基準は、平成23年4月1日から施行する。

2 次に掲げる基準は廃止する。

- (1) 職員の懲戒処分等に関する公表基準（平成17年8月1日函館市水道局基準）
- (2) 職員の懲戒処分等に関する公表基準（平成17年8月1日函館市交通局基準）